

市第 127 号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市 中村地区 センター	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会 理事長 石井正雄	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
横浜市 今宿地区 センター	旭区二俣川2丁目22番地	一般社団法人あさひ区民利用施設協会 理事長 佐々木明男	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
横浜市 希望が丘 地区センター	同	同	同
横浜市 白根地区 センター	同	同	同
横浜市 都岡地区 センター	同	同	同
横浜市 上飯田地区 センター	泉区上飯田町2, 113番地	特定非営利活動法人よつ葉の会 理事長 榎下貫治	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
横浜市 下和泉地区 センター	泉区和泉が丘一丁目1番19号	特定非営利活動法人泉南会 理事長 佐藤俊男	同
横浜市 立場地区 センター	泉区中田北二丁目7番9号	和の会 理事長 日並勇	同
横浜市 中川地区 センター	泉区岡津町1, 53番地	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ 理事長 西ヶ谷保秀	同
横浜市 鶴見市場 コミュニティハウス	鶴見区北寺尾四丁目21番20号	社会福祉法人大樹 理事長 横山茂	同

横浜市鶴見中央 コミュニティハ ウス	鶴見区鶴見中央 三丁目 2 番 1 号	特定非営利活動法人鶴見区民 地域活動協会 理事長 佐藤 信 男	同
横浜市浦舟コ ミュニティハウ ス	南区浦舟町 3 丁 目 46 番地	特定非営利活動法人みなみ区 民利用施設協会 理事長 石井 正 雄	同
横浜市日野南コ ミュニティハウ ス	港南区港南六丁 目 2 番 3 号	一般社団法人こうなん区民利 用施設協会 会長 高森 政 雄	同
横浜市鶴ヶ峰コ ミュニティハウ ス	旭区二俣川 2 丁 目 22 番地	一般社団法人あさひ区民利用 施設協会 理事長 佐々木 明 男	平成27年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月 31 日 まで
横浜市中田コ ミュニティハウ ス	泉区中田北二丁 目 7 番 9 号	和の会 理事長 日 並 勇	平成27年 4 月 1 日か ら平成32年 3 月 31 日 まで
横浜市しらゆり 集会所	泉区中田東一丁 目 41 番 1 号	白桜会 会長 木下 和 久	同
横浜市本村スポ ーツ会館	旭区二俣川 2 丁 目 22 番地	一般社団法人あさひ区民利用 施設協会 理事長 佐々木 明 男	平成27年 4 月 1 日か ら平成28年 3 月 31 日 まで

提 案 理 由

横浜市中村地区センター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）